

議案第 96 号

さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 5 月 26 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団員等公務災害補償条例（平成 13 年さいたま市条例第 283 号）
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前				
<p>附 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、 当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死 亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補 償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年 金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する 場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定 にかかわらず、この条例の規定（第 24 条を除く。 ）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に 掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の 中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごと に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が 当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害 補償の事由となった障害又は死亡について支給さ れる同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる 給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該 残額）を支給し、その額に 50 円未満の端数があ るときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円 未満の端数があるときは、これを 100 円に切り 上げる。</p>			<p>附 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、 当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死 亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補 償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年 金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する 場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定 にかかわらず、この条例の規定（第 24 条を除く。 ）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に 掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の 中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごと に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が 当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害 補償の事由となった障害又は死亡について支給さ れる同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる 給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該 残額）を支給し、その額に 50 円未満の端数があ るときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円 未満の端数があるときは、これを 100 円に切り 上げる。</p>				
1	傷病補償年 金（第 22 条	(1) 障害厚生年金等 (2) [略]	0. 8 8	1	傷病補償年 金（第 22 条	(1) 障害厚生年金等 (2) [略]	0. 8 6

に規定する公務上の災害に係るものを除く。)		
2 傷病補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 障害厚生年金等	0.92 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 <u>0.91</u>)
	(2) [略]	
3～6 [略]		

3・4 [略]

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

[略]	
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
[略]	

6・7 [略]

に規定する公務上の災害に係るものを除く。)		
2 傷病補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 障害厚生年金等	0.91 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 <u>0.90</u>)
	(2) [略]	
3～6 [略]		

3・4 [略]

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

[略]	
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
[略]	

6・7 [略]

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のさいたま市消防団員等公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）附則第8条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の条例附則第8条の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由の

生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正前のさいたま市消防団員等公務災害補償条例附則第8条の規定に基づいて平成28年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正後の条例の適用を受ける者に支給された傷病補償年金及び休業補償は、改正後の条例による傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。